

議員提出議案第1号

取手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び取手市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年3月17日

取手市議会議長  
佐藤 清 殿

提出者	取手市議会議員	入江 洋一
〃	〃	落合信太郎
〃	〃	赤羽 直一
〃	〃	結城 繁
〃	〃	関戸 勇
〃	〃	細谷 典男
〃	〃	飯島 悠介
〃	〃	佐藤 隆治

提案理由

取手市議会基本条例の一部改正により、会派の構成人数を2人以上としたことを踏まえ、会派に所属していない議員の政務活動費に関する規定を定めるとともに、議員の政務活動費への透明性確保について規定するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

取手市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、<u>取手市議会議員(以下「議員」という。)</u>の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(<u>取手市議会基本条例(平成23年条例第23号)第14条第1項に規定する会派をいう。以下同じ。)</u>及び会派に所属していない議員(以下「無会派議員」という。)に対し政務活動費を交付することに関し、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費は、<u>毎年4月1日(以下「基準日」という。)</u>に存する会派及び基準日に在職する無会派議員に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 <u>政務活動費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>会派に対する政務活動費 基準日における当該会派の所属議員数に100,000円を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>無会派議員に対する政務活動費 1人当たり100,000円</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、取手市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費は、<u>取手市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)</u>に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 <u>会派に対する政務活動費は、毎年4月1日(以下「基準日」という。)</u>における当該会派の所属議員数に100,000円を乗じて得た額を交付する。</p>

2 (略)

3 基準日において当該会派の所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項第1号の所属議員に含まないものとする。

4 基準日において次の各号のいずれかに該当したときは、政務活動費は交付しない。

(1) 無会派議員が辞職、失職、除名又は死亡により議員でなくなったとき。

(2) 議会の解散があったとき。

5 年度の中途においては、既に交付した政務活動費の額の調整は行わない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第4条 政務活動費は、会派又は当該会派の所属議員及び無会派議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 (略)

(収支報告書の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、別記様式により、政務活動費に係る収入及び支出並びにその明細を記載した報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、

2 (略)

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、政務活動費は交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた会派が、年度途中において所属議員数に異動が生じた場合又は会派が解散した場合(議員の任期が満了したとき及び議会の解散があったときを含む。)においても、既に交付した政務活動費の額の調整は行わない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第4条 政務活動費は、会派又は当該会派の所属議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 (略)

(収支報告書の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別記様式により、政務活動費に係る収入及び支出並びにその明細を記載した報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収書等その

領収書等その他適正な収支であることを証する書類の原本を添付して議長に提出しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会派の経理責任者であった者及び無会派議員(無会派議員が死亡した場合にあっては、当該無会派議員の相続人)は、当該各号に定める事由が生じた日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(1) 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき。

(2) 政務活動費の交付を受けた無会派議員が会派に所属したとき。

(3) 政務活動費の交付を受けた無会派議員が辞職、失職、除名又は死亡により議員でなくなったとき。

(4) 議員の任期が満了したとき。

(5) 議会が解散したとき。

4 (略)

(政務活動費の返還)

第7条 会派及び無会派議員(無会派議員が死亡した場合にあっては、当該無会派議員の相続人)は、政務活動費の交付を受けたその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び無会派議員がその年度において第4条に規定する経費の範囲に基づき支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を市長に返還しなければならない。

2 市長は、政務活動費の交付を受けた会派及び無会派議員が当該政務活動費を第4条に規定する経費の範囲に反して使用したときその他この条例の規定に

他適正な収支であることを証する書類の原本を添付して議長に提出しなければならない。

2 (略)

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき(議員の任期が満了したとき及び議会の解散があったときを含む。)は、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

4 (略)

(政務活動費の返還)

第7条 会派は、政務活動費の交付を受けたその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第4条に規定する経費の範囲に基づき支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を市長に返還しなければならない。

2 市長は、政務活動費の交付を受けた会派が当該政務活動費を第4条に規定する経費の範囲に反して使用したときその他この条例の規定に違反したと認め

違反したと認めるときは、当該会派及び無会派議員(無会派議員が死亡した場合にあつては、当該無会派議員の相続人)に対し、期限を定めて当該政務活動費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(透明性の確保)

第10条 (略)

2 議員は、この条例により交付される政務活動費について、適正かつ透明性を確保した運用に努めるものとする。

別表(第4条関係)

項目	内容
調査研究費	会派又は当該会派の所属議員 <u>及び無会派議員</u> が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派又は当該会派の所属議員 <u>及び無会派議員</u> が研修会を開催するために必要な経費，団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派 <u>及び無会派議員</u> が行う活動，市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派 <u>及び無会派議員</u> が行う住民からの市政， <u>会派及び無会派議員</u> の活動に対する要望，意見の聴取，住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派 <u>及び無会派議員</u> が要請，陳情活動を行

るときは、当該会派に対し、期限を定めて当該政務活動費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(透明性の確保)

第10条 (略)

別表(第4条関係)

項目	内容
調査研究費	会派又は当該会派の所属議員が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派又は当該会派の所属議員が研修会を開催するために必要な経費，団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派 <u>又は当該会派の所属議員</u> が行う活動，市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政 <u>及び会派</u> の活動に対する要望，意見の聴取，住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請，陳情活動を行うために必要な

	うために必要な経費		経費
会議費	<u>会派及び無会派議員が各種会議を開催するために必要な経費、並びに団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は当該会派に所属する議員及び無会派議員としての参加に要する経費</u>	会議費	<u>会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は当該会派に所属する議員としての参加に要する経費</u>
資料作成費	会派又は当該会派の所属議員 <u>及び無会派議員</u> が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	資料作成費	会派又は当該会派の所属議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又は当該会派の所属議員 <u>及び無会派議員</u> が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	資料購入費	会派又は当該会派の所属議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派 <u>及び無会派議員</u> が行う活動を補助する職員を雇用する経費	人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派 <u>及び無会派議員</u> が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

別記様式中

「 会派名  
 経理責任者 印 」 を  
 「 (会派の場合) 会派名  
 経理責任者 印 に改める。  
 (無会派議員の場合) 議員氏名 印 」

付 則  
 (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の取手市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

意見書案第1号

児童扶養手当の抜本的な改善を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年3月4日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者 取手市議会議員 遠山智恵子

〃 〃 関戸 勇

## 児童扶養手当の抜本的な改善を求める意見書（案）

母子・父子家庭が増加する中、様々な理由から祖父母が孫を育てている家庭が増えている。これまで児童扶養手当と公的年金の併給は認められず、手当支給が中止となった。2012年総務省の行政評価局に、当事者からの切実な要請が寄せられていた。そうした声を総務省評価局から厚生労働省に改善を求める通知が届けられたことなどを受けて、2014年12月、児童扶養手当と公的年金との差額が支給されることになった。このことは一歩前進ではあるが、十分とはいえない。

そもそも「児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給するもの」としている。現代の子どもの貧困問題が取り上げられているだけに、子どもの尊厳を保障し、さらなる抜本的な改善を求めるものである。

ぜひ、年金受給者の祖父母に対して児童扶養手当を無条件に満額支給することを強く求め、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成28年3月 日

茨城県取手市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、  
財務大臣

意見書案第1号 児童扶養手当の抜本的な改善を求める意見書に対する  
修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

平成28年 3月22日

取手市議会議長

佐藤 清 様

発議者 取手市議会議員 齋藤 久代

〃 〃 佐藤 隆治

〃 〃 赤羽 直一

提案理由

原案のままでは誤解を招く恐れがあるため修正するもの。

意見書案第1号 児童扶養手当の抜本的な改善を求める  
意見書についてに対する修正案

意見書案第1号 児童扶養手当の抜本的な改善を求める意見書の一部を次のように修正する。

「児童扶養手当を無条件に満額支給」を「児童扶養手当を支給」とする。

意見書案第2号

国保負担金減額制裁措置の撤廃に関する意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年 3月 9日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者 取手市議会議員 山野井 隆

〃 〃 飯島 悠介

〃 〃 岩澤 信

〃 〃 遠山 智恵子

〃 〃 小池 悦子

〃 〃 佐藤 隆治

〃 〃 染谷 和博

## 国保負担金減額制裁措置の撤廃に関する意見書

国は、地方が独自に子どもの医療費を助成すると、自己負担が減り受診増につながるとして、国民健康保険の国庫負担が減らされる調整措置を実施している。このことは、国が進める少子化対策と逆行するばかりではなく、国民健康保険財政への影響も少なくない。

現在、全国すべての市区町村において子どもの医療費助成を実施しており、自治体間の競争にまで拡大している。本来、子どもの医療費助成は競争がなされる政策ではなく、全国一律、国が責任を持って子育て支援策の一つとして制度化すべきである。

以上のことから、国に対し、国保負担金減額制裁措置の撤廃を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

意見書案第3号

年金減額に関する意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年 3月 9日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者 取手市議会議員 山野井 隆

〃 〃 飯島 悠介

〃 〃 岩澤 信

〃 〃 遠山 智恵子

〃 〃 小池 悦子

〃 〃 佐藤 隆治

〃 〃 染谷 和博

## 年金減額に関する意見書

我が国の公的年金制度は、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという世代間扶養の考え方を基本としていたが、少子高齢化の急速な進行により、国は、将来にわたって年金運営の安定に資することを目的として、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、積立金の運用を寄託している。GPIFは、平成26年10月に年金給付の原資を増やすことを目的に、積立金の運用における国内債の比率を下げ一方、高利回りが期待できる国内株式運用比率を高める方針を打ち出した。

年金積立金の運用については、平成27年7～9月期の7兆8,899億円の赤字から10～12月期は4兆7,302億円の黒字に転じたと発表されたが、リスク性資産の割合を高める運用は、国民の年金制度に対する信頼を損なうばかりか、被保険者・受給者が被害を受ける危険性がある。

以上のことから、年金積立金の運用による損失を、年金支給額に転嫁しないことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣